

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」  
(令和3年12月24日デジタル大臣決定) < 抜粋 >

独立行政法人の情報システムの整備及び管理の基本的な方針

独立行政法人の情報システムの整備及び管理については、国、独立行政法人等の相互の連携を確保する等のため、各独立行政法人は、PMOを設置し、当面は政府情報システムの整備方針（本整備方針「国の情報システムの整備及び管理の基本的な方針」中1 .、2 .、3 - 1 - 4 .、4 - 4 - 1 .及び4 - 4 - 2 .<sup>6</sup>に掲げる事項を指す。）に準拠しつつ整備及び管理を行う。

なお、独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握すため、令和4年度（2022年度）に棚卸しを行う。棚卸しの結果を踏まえ、より詳細な調査の実施についても検討を行う。

<sup>6</sup> 「業務改革（BPR）の推進、共通機能の活用の徹底、情報システムの統合・集約等により、固定的となっている情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費の削減を図ること及び「必要最小限のコストでデジタル化の効果を最大化するシステム改革を推進しコスト構造の最適化を図る。具体的には、早期に各情報システムの整備状況及びコスト構造の確認・分析を踏まえたコスト削減方策を策定し、その実施を徹底する」ことに限る。

(1、2、3-1-4、4-4-1、4-4-2の項目)

1．良いサービスを作るための「標準」の策定・推進

1-1．サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底

1-1-1．「サービス設計12箇条」

第1条 利用者のニーズから出発する

第2条 事実を詳細に把握する

第3条 エンドツーエンドで考える

第4条 全ての関係者に気を配る

第5条 サービスはシンプルにする

第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める

第7条 利用者の日常体験に溶け込む

第8条 自分で作りすぎない

第9条 オープンにサービスを作る

第10条 何度も繰り返す

第11条 一遍にやらず、一貫してやる

第12条 情報システムではなくサービスを作る

1-2．UIの改善

1-3．データ整備

1-4．セキュリティ

1-5．ルール・進め方

1-5-1．デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン群の整備

1-5-2．その他の各種文書の発行

2．良いサービスを支える「共通機能」の整備・展開

2-1．ガバメントクラウド

3．緻密な改善を実現する「体制」強化

3-1．内部体制の充実

3-1-4．プロジェクト現場への支援の充実

4．推進力を強化するための「ガバナンス手法」の見直し

4-4．システム改革の徹底

4-4-1．投資対効果の精査

4-4-2．システム改革の徹底